

## 家族介護慰労事業について

### 1 事業の目的

介護保険サービスを利用せずに要介護状態である高齢者又は障害者を介護する家族を慰労することを目的とし、中重度の介護を必要とする高齢者等を介護している家族に慰労金（10万円）を支給するものです。

### 2 要綱改正

平成31年4月26日付けで厚生労働省より地域支援事業実施要綱を一部改正する旨の通知があり、標記事業の支給要件が明確化されたことにより、本市でも、国の要綱に則った内容で「鶴岡市家族介護慰労事業実施要綱」の一部改正を行い、4月1日から適用しています。

《改正内容（支給要件）》

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護4又は5の認定を受けていること （要介護4又は5に相当する身体状況にある場合を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護3以上の認定を受けていること （要介護3以上に相当する身体状況にある場合を含む）</li> <li>●要介護2の認定を受け、かつ、認定調査時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上であること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税要件なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請日から3月前を基準として、その前1年間において1週間程度の短期入所生活介護又は短期入所療養介護を除く介護保険サービスを利用していないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請日から3月前を基準として、その前1年間において介護保険サービスを利用していないこと。ただし、介護保険サービスの利用が次のいずれかに該当するもののみであるときは、介護保険サービスを利用していないものとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみの利用</li> <li>・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く介護保険サービスの利用日数の合計が10日以内の利用</li> </ul> </li> </ul>

### 3 支給実績

従前の制度では、平成26年度以降実績がありませんでしたが、今年度要綱を改正して以降、2件の支給がありました。